さがの稼げる水田農業推進事業費補助金交付要綱

（令和５年　３月３１日
園農第２７９４号）

改正　令和７年　４月　１日 園農第２９号
改正　令和８年　４月　１日 園農第２２号

（趣旨）

第１条　知事は、本県水田農業の担い手等及び産地競争力の強化を図るため、さがの稼げる水田農業推進事業実施要領（令和５年３月３１日付け園農第２８１１号農林水産部長通知。以下、「要領」という。）に基づき、集落営農法人、農地所有適格法人、集落営農組織、認定農業者及び農業者の組織する団体（以下「間接補助事業者」という。）が行う「さがの稼げる水田農業推進事業」に要する経費に対し、市町（以下「補助事業者」という。）が補助する場合における当該補助に要する経費、並びに要領に基づき、農業者の組織する団体及び農業協同組合（以下「補助事業者」という。）が行う「さがの稼げる水田農業推進事業」に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和５３年佐賀県規則第１３号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（交付の対象経費、補助率及び暴力団排除規定）

第２条　補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表１に定めるとおりとする。

２　間接補助事業者及び補助事業者は、自己又は組織の構成員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（４）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（５）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（６）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（７）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３　間接補助事業者及び補助事業者は、前項の（２）から（７）までに掲げる者が、

その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（補助金の交付申請）

第３条　規則第３条に規定する補助金交付申請書は、様式第１号のとおりとする。

２　補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

３　第１項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は１部とする。

４　規則第４条第３項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから、当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は３０日とする。

（補助金の交付の条件）

第４条　規則第５条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）規則及びこの要綱の規定に従うこと。

（２）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がない場合で、別表１の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更については、この限りではない。

（３）補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成２４年１０月９日付）のとおり県内企業と契約するよう努め、原則として３人以上の者から見積書を徴すること。

（４）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

（５）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（６）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後５年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び施設（以下「財産」という。）で処分制限期間を経過しない場合においては、処分制限期間を経過するまで、帳簿等を保管しなければな

らない。

（７）規則第２２条本文の規定により、知事に承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（８）補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、（２）から（７）までに規定する条件のほか、次に掲げる条件を付すること。

この場合において、（２）から（７）及び佐賀県ローカル発注促進要領中「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「補助事業者」と、「県」とあるのは「市町」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」とそれぞれ読み替えるものとする。

ア　規則第８条第２項各号に規定する事項が生じたときは、間接補助金の交付の決定の全部、若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

イ　間接補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

ウ　間接補助事業者が、間接補助金の他の用途への使用をし、その他間接補助事業に関して、間接補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

エ　間接補助事業者が、第２条第２項及び第３項の規定に該当することが判明したときは、ウの規定を準用することがあること。

オ　第７条の規定に準じて財産処分の制限を付すこと。

２　前項第２号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第２号のとおりとする。

（実績報告）

第５条　規則第１２条第１項前段に規定する実績報告書は、様式第３号のとおりとする。

なお、低コスト・高品質化条件整備事業の実績報告書の提出に当たっては、補助事業者は原則として現地確認を行うものとする。

２　第３条第２項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、事業実施主体毎に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第３条第２項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係

る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第６号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

４　第１項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後３０日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の３月３１日（第６条第１項の規定により補助金の全額を概算払で交付した場合は補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の４月３０日）のいずれか早い日とし、その提出部数は１部とする。

（補助金の交付）

第６条　この補助金は、概算払で交付することができるものとする。

なお、低コスト・高品質化条件整備事業の概算払請求に当たっては、補助事業者は原則として現地確認を行うものとする。

２　規則第１５条第１項に規定する補助金交付請求書は、様式第４号又は第５号のとおりとする。

（財産処分の制限）

第７条　規則第２２条の規定により、知事に財産処分の承認を受けようとする場合の承認申請書は、様式第７号のとおりとする。

２　規則第２２条ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）」に定める耐用年数に相当する期間とする。

３　知事は、第１項及び第２項の承認をするときは、別表２の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付したうえで承認を行うものとする。

４　規則第２２条第２号に規定する財産は、１件当たりの取得価額が５０万円以上の財産とする。

附　　則

この要綱は、令和５年度分の補助金から施行する。

附　　則

この要綱は、令和７年度分の補助金から施行する。

附　　則

この要綱は、令和８年度分の補助金から施行する。

別表１

事業種目	対象経費	補助率	重要な変更
１　低コスト・高品質化条件整備事業費	集落営農法人、農地所有適格法人、集落営農組織、認定農業者、集落営農法人を基本とする団体、及び農業者の組織する団体等が要領別表１の事業種目欄の１の低コスト・高品質化条件整備事業の事業内容欄に掲げる機械・施設の整備を行う事業に要する経費に対し、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	対象経費の 10/13 以内又は間接補助事業費の 1/3 以内のいずれか低い額。 ただし、要領別表１の事業内容欄の４の農作業受託型及び広域組織型の場合、対象経費の 5/6 以内又は間接補助事業費の 1/2 以内のいずれか低い額。 ※「さがの稼げる水田農業推進事業対象農業機械・施設の標準事業費」に定めのある場合には、規定する上限補助額の範囲内で補助金を交付するものとする。	１　対象経費の３０％を超える増減 ２　事業実施主体の変更 ３　事業種目の欄に掲げる１及び２の経費の相互間の流用
２　売れる米･麦･大豆づくり推進事業費	農業者の組織する団体及び農業協同組合が要領別表１の事業種目欄の２の売れる米・麦・大豆づくり推進事業の事業内容欄に掲げる事業に要する経費に対し、市町が補助する場合における当該補助に要する経費、又は、農業者の組織する団体及び農業協同組合が要領別表１の事業種目欄の２の売れる米・麦・大豆づくり推進事業の事業内容欄に掲げる事業に要する経費	（１）推進事業 間接補助事業費の 1/2 以内。 ただし、県が直接補助する場合は、補助事業費の1/2以内。 （２）新品種導入支援事業 酒米新品種の現地試験栽培の実施面積に対して 10/10（20,000 円/10a）。	

（注）補助金の算定にあたっては、いずれの場合においても千円未満の額は切り捨てるものとする。

別表２

処分区分			承認条件	県費納付額	備考
目的外使用	補助目的に従った補助対象財産の使用を継続する場合		県費納付（ただし、備考の場合は県費納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること（※１）	目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に県費補助率を乗じた金額を県費納付する。（※４）なお、許認可等を受け、補助対象財産の未活用部分の目的外使用により生じる収益（収入から管理費その他に要する費用を差し引いた額）に県費補助率を乗じた金額を県費納付する。	本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、補助対象財産の遊休期間（農閑期等当該補助対象財産を使用しない期間をいう。以下同じ。）内に一時使用する場合、承認までに他の法令に基づく許認可等を受けることが明らかであり、補助対象財産が有する本来の能力の未活用部分について、収益を得ることなく使用する場合（※３）又は自己の責任において当該補助対象財産と同能力を有する他の財産を新たに確保し、補助条件を継承する場合は、県費納付を要しない。
	補助目的に従った補助対象財産の使用を中止する場合	道路拡張等により取り壊す場合	県費納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に県費補助率を乗じた金額を県費納付する。	自己の責に帰さない事情等やむを得ないものに限る。
		上記以外の場合	県費納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に県費補助率を乗じた金額を県費納付する。（※４）	
譲渡	有償		県費納付（ただし、備考の場合は県費納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること（※２））	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に県費補助率を乗じた金額を県費納付する。（※４）	以下のいずれかに該当し、補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、県費納付を要しない。 ア　補助対象財産の所有者の法人化に伴い、当該補助対象財産を設立された法人へ譲渡し、経営に同一性・継続性が認められる場合 イ　補助対象財産を所有する法人が、事業の効率化等による収益力の向上を図るため、当該補助対象財産を当該法人が議決権の過半数を有する別法人に譲渡する場合
	無償		県費納付（ただし、備考の場合は県費納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること（※２））	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に県費補助率を乗じた金額を県費納付する。（※４）	補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を継承する場合は、県費納付を要しない。
交換	下取交換の場合		補助対象財産の処分益を新規購入費に充当し、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を継承すること		
	下取交換以外の場合		交換差益額を県費納付、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を継承すること	交換差益額に県費補助率を乗じた金額を県費納付する。	原則、交換により差損が生じない場合に限る。
貸付け	有償（遊休期間内の一時貸付け）		収益について県費納付、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	貸付けにより生じる収益（貸付による収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に県費補助率を乗じた金額を県費納付する。	
	無償（遊休期間内の一時貸付け）		本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと		
	長期間（１年以上）の貸付け		県費納付（ただし、備考の場合は県費納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること（※２））	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に県費補助率を乗じた金額を県費納付する。（※４）	以下のいずれかに該当し、補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、県費納付を要しない。 ア　補助対象財産の所有者の法人化に伴い、当該補助対象財産を設立された法人へ長期間貸付けし、経営に同一性・継続性が認められる場合 イ　補助対象財産を所有する法人が、事業の効率化等による収益力の向上を図るため、当該補助対象財産を当該法人が議決権の過半数を有する別法人に長期間貸付けする場合
担保	補助残融資又は補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合		本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に県費補助率を乗じた金額を県費納付する。（※４）	（※５）

※１）財産処分の承認時に定められた報告期間（又は処分制限期間の残期間内のいずれか短い期間）につき当該補助対象財産の利用状況を報告すること。
※２）譲渡の相手方又は貸し付けた者が、財産処分の承認時に定められた報告期間（処分制限期間の残期間内）につき当該補助対象財産の利用状況を報告すること。
※３）他の法令に基づく許認可等（＊）を受けた場合には、当該許認可等を証する書類の写しを承認前に提出すること。
（＊）許認可等とは、行政手続法（平成５年法律第８８号）第２条第３号に規定する許認可等をいう。
※４）時価評価額の算出に係る不動産鑑定料が、近傍類似又は同種の財産の自己評価額を上回ることが明らかな場合においては、「残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額」を「残存簿価」に、「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額」を「譲渡契約額又は残存簿価のいずれか高い金額」に読み替えることができる。
※５）担保に係る承認を受けた担保権が実行された場合は、財産処分を行う間接補助事業者等に対し承認を行った補助事業者等又は間接補助事業者等は、県費納付額の納付を求める上で必要な措置（法的措置を含む）をとるものとし、必要な措置をとったにもかかわらず県費納付額の一部又は全部の納付を受ける可能性が無くなった場合は、それまでに納付を受けた補助金等の額の県費補助金等相当額の県費納付をもって、当該承認に当たって補助事業者等に対し付した条件の履行が完了したものとして取り扱うこととする。
注１）上記の返還金額算定方式による県費補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る県費補助金等の支出額とする。
注２）県費補助率については、確定補助率と県費補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。
注３）知事は、上記の処分区分又は承認条件により難い事情があると認める場合には、他の条件を付すことができる。

様式第１号

番　　号
年　月　日

佐賀県知事　　様

申請者住所
氏名

令和　　年度さがの稼げる水田農業推進事業費補助金交付申請書

令和　　年度において、下記のとおりさがの稼げる水田農業推進事業を実施したいので、さがの稼げる水田農業推進事業費補助金金　　円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及びさがの稼げる水田農業推進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の目的

２　事業実施計画
（低コスト・高品質化条件整備事業：別紙１－１、売れる米・麦・大豆づくり推進事業：別紙１－２）

3　事業の効果

4　経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区分	総事業費 (A)＋(B)＋(C)	補助事業に要する経費 （A）＋（B） または （A）＋（C）	負担区分			備考
			県費補助金 （A）	市町費 （B）	その他 （C）	
1　低コスト・高品質化条件整備事業費 2　売れる米・麦・大豆づくり推進事業						
計						

（注１）　「補助事業に要する経費」の欄には、県が事業実施主体へ直接補助する場合には、（A）＋（C）を記入すること。

5　事業完了予定年月日

6　収支予算

（1）収入の部

（単位：円）

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県費補助金					
市　町　費					
計					

（注1）　「市町費」の欄には、県が事業実施主体へ直接補助する場合には、「4　経費の配分及び負担区分のその他」を記入すること。

（2）支出の部

（単位：円）

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1　低コスト・高品質化条件整備事業費 2　売れる米・麦・大豆づくり推進事業					
計					

予算議決（又は予算議決予定）令和　年　月　日

7　添付書類

市町の補助金交付に関する規程又は要綱（変更承認申請書及び県が事業実施主体へ直接補助する場合不要）

（別紙１－１：低コスト・高品質化条件整備事業の様式）

令和　　年度さがの稼げる水田農業推進事業（低コスト・高品質化条件整備事業）実施計画（実績）

タイプ名	事業実施主体名（代表者名）	導入機械・施設の受益面積		事業内容	能力等	事業量	事業費	標準事業費	補助率	補助事業に要する経費（A）＋（B）または（A）＋（C）	負担区分			担い手の有無	備考
		作物名	面積								県費（A）	市町費（B）	その他（C）		
			ha				円	円		円	円	円	円		
１事業実施主体で１つの機械・施設を導入する場合															
事業実施主体計															
うち消費税額															
							（うち消費税額）								
１事業実施主体で複数の機械・施設を導入する場合							（うち消費税額）								
事業実施主体計															
うち消費税額															
合計															

（注１）「タイプ名」の欄には、「超省力・低コスト化タイプ」、「環境保全タイプ」、「888 推進タイプ」、「中山間地域等担い手育成タイプ」のいずれかを記入すること。

（注２）「事業内容」の欄には、機械・施設名を記入すること。

（注３）「標準事業費」の欄には、「さがの稼げる水田農業推進事業対象農業機械・施設の標準事業費」に定めのある場合にのみ記入すること。

（注４）「補助率」の欄には、別表１の「補助率」欄に定める「間接補助事業費の 1/3 以内」に該当する場合は「1/3」、「間接補助事業費の 1/2 以内」に該当する場合は「1/2」と記入すること。

（注５）「負担区分」の欄には、機械・施設ごとに記入すること。

（注６）「補助事業に要する経費」の欄には、県が事業実施主体へ直接補助する場合には、（A）＋（C）を記入すること。

（注７）「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額○○○円（県費相当額）」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は、「含税額」とそれぞれ記入すること。

（注８）事業実績の場合は、「備考」の欄に、市町から事業実施主体への補助金の支払日を記入すること。

（注９）事業実績の場合は、交付決定された経費の配分に変更があった部分を二段書きとし、変更前を（　　）書きで上段に記載すること。ただし、第４条（２）に規定する変更に該当しないものに限る。

（別紙１－２：売れる米・麦・大豆づくり推進事業の様式）

令和　　年度さがの稼げる水田農業推進事業（売れる米・麦・大豆づくり推進事業）実施計画（実績）

事業実施主体名（代表者名）	対象作物名等			事業内容	事業費	補助事業に要する経費（A）＋（B）または（A）＋（C）	負担区分			備　考
	作物名	品種名	目標面積（又は試験実施面積）				県費（A）	市町費（B）	その他（C）	
			ha		円	円	円	円	円	
事業実施主体計										
うち消費税額										
事業実施主体計										
うち消費税額										
事業実施主体計										
うち消費税額										
合計										

（注１）　「補助事業に要する経費」の欄には、県が事業実施主体へ直接補助する場合には、(A)＋(C)を記入すること。

（注２）　「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額○○○円（県費相当額)」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は、「含税額」とそれぞれ記入すること。

（注３）　事業実績の場合は、「備考」の欄に、市町から事業実施主体への補助金の支払日を記入すること。ただし、県から直接事業実施主体へ補助する場合は、記入の必要はない。

（注４）　事業実績の場合は、事業費が確認できる書類（納品書、請求書、領収書の写し等）を添付すること。

（注５）　事業実績の場合は、交付決定された経費の配分に変更があった部分を二段書きとし、変更前を（　　）書きで上段に記載すること。ただし、第４条（２）に規定する変更に該当しないものに限る。

（注６）　「事業内容」の欄には、推進事業の場合は、具体的な取組内容を記入し、新品種導入支援事業の場合は、「酒米新品種の現地試験栽培」と記入すること。

様式第２号

番　　号
年　　月　　日

佐賀県知事　　様

申請者住所
氏名

令和　　年度さがの稼げる水田農業推進事業費補助金変更承認申請書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金交付決定の通知があった令和　　年度さがの稼げる水田農業推進事業について、下記により事業の内容及び経費の配分を変更し、〔金　　円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及びさがの稼げる水田農業推進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

（注１）金額の変更のない変更申請の場合は〔　　〕分は消去すること。
（注２）記以下は、補助金交付申請書（様式第１号）に準じて作成すること。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、事業計画及び経費の配分、収支予算が変更前と変更後で比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を（　　）書きで上段に記載すること。

様式第３号

番　　号
年　　月　　日

佐賀県知事　　様

申請者住所
氏名

令和　　年度さがの稼げる水田農業推進事業費補助金実績報告書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金交付決定の通知があった令和　　年度さがの稼げる水田農業推進事業について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及びさがの稼げる水田農業推進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

１　事業の成果

２　事業実施実績
（低コスト・高品質化条件整備事業：別紙１－１、売れる米・麦・大豆づくり推進事業：別紙１－２）

3　事業の効果

4　経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区分	総事業費 (A)＋(B)＋(C)	補助事業に要した経費 (A)＋(B) または (A)＋(C)	負担区分			備考
			県費補助金 (A)	市町費 (B)	その他 (C)	
1　低コスト・高品質化条件整備事業費 2　売れる米・麦・大豆づくり推進事業						
計						

（注１）　「補助事業に要した経費」の欄には、県が事業実施主体へ直接補助した場合には、（A）＋（C）を記入すること。

（注２）　交付決定された経費の配分に変更があった場合には、変更部分を二段書きとし、変更前を（　　）書きで上段に記載すること。ただし、第４条（２）に規定する変更に該当しないものに限る。

5　事業完了年月日

6　収支精算

（1）収入の部

（単位：円）

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
県費補助金					
市　町　費					
計					

（注1）　「市町費」の欄には、県が事業実施主体へ直接補助した場合には、「4　経費の配分及び負担区分のその他」を記入すること。

（2）支出の部

（単位：円）

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1　低コスト・高品質化条件整備事業費 2　売れる米・麦・大豆づくり推進事業					
計					

7　添付書類

・さがの稼げる水田農業推進事業完了確認書（別紙3）
（概算払を完了見込みで請求した場合及び精算払で請求を予定している場合のみ添付。低コスト・高品質化条件整備事業の場合に限る）
・財産管理台帳（別紙4）
・本事業で導入した機械・施設の写真（事業実施年度、事業名及び処分制限期間を表示していることが分かるもの）

様式第４号

番　　号
年　　月　　日

佐賀県知事　　様

申請者住所
氏名

令和　　年度さがの稼げる水田農業推進事業費補助金交付請求書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で額の確定通知があった令和　　年度さがの稼げる水田農業推進事業費補助金について、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及びさがの稼げる水田農業推進事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請　求　額	金	円
内訳　確　定　額	金	円
交 付 済 額	金	円
今回請求額	金	円
残　　額	金	円

振込先（事業実施主体から知事に直接請求する場合のみ記入）
・金融機関名（支店名）
・口座種類
・口座番号
・口座名（よみがな）

（注１）「精算払」で交付する場合の様式である。
（注２）別紙２－１又は別紙２－２「補助金請求一覧表」を添付すること。

様式第５号

番　　号
年　　月　　日

佐賀県知事　　様

申請者住所
氏名

令和　　年度さがの稼げる水田農業推進事業費補助金交付請求書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金交付決定の通知があった令和　　年度さがの稼げる水田農業推進事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及びさがの稼げる水田農業推進事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請　求　額　　金　　円

内訳　交付決定額　金　　円
交 付 済 額　金　　円
今回請求額　金　　円
残　　額　金　　円

振込先（事業実施主体から知事に直接請求する場合のみ記入）
・金融機関名（支店名）
・口座種類
・口座番号
・口座名（よみがな）

（注１）「概算払」で交付する場合の様式である。
（注２）別紙２－１又は別紙２－２「補助金請求一覧表」及び別紙３「さがの稼げる水田農業推進事業完了確認書」（低コスト・高品質化条件整備事業の場合に限る）を添付すること。

（別紙２－１：低コスト・高品質化条件整備事業の様式）

補助金請求額一覧　　（市町名　　）

タイプ名	事業実施主体名（代表者名）	事業内容	事業量	事業費	補助率	負担区分			事業完了の有無	交付決定額	交付済額	今回請求額	残額	竣工年月日	備　考
						県費	市町費	その他		①	②	③	①-②-③		
１事業実施主体で１つの機械・施設を導入する場合				円		円	円	円		円	円	円	円		
事業実施主体計															
うち消費税額															
１事業実施主体で複数の機械・施設を導入する場合				(うち消費税額)											
				(うち消費税額)											
事業実施主体計															
うち消費税額															
合計															

（注１）　「タイプ名」の欄には、「超省力・低コスト化タイプ」、「環境保全タイプ」、「888 推進タイプ」、「中山間地域等担い手育成タイプ」のいずれかを記入すること。

（注２）　「事業内容」の欄には、機械・施設名を記入すること。

（注３）　「補助率」の欄には、別表１の「補助率」欄に定める「間接補助事業費の 1/3 以内」に該当する場合は「1/3」、「間接補助事業費の 1/2 以内」に該当する場合は「1/2」と記入すること。

（注４）　「負担区分」の欄には、機械・施設ごとに記入すること。

（注５）　「事業完了の有無」の欄は、補助金交付請求書提出日までに事業完了確認（見込みを含む）ができた事業実施主体には「○」を、確認できていない事業実施主体には「×」を記入すること。

（注６）　「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額○○○円（県費相当額）」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は、「含税額」とそれぞれ記入すること。

（別紙２－２：売れる米・麦・大豆づくり推進事業の様式）

補助金請求額一覧

（市町名または団体名　　）

事業実施主体名（代表者名）	対象作物名等			事業内容	事業費	負担区分			交付決定額	交付済額	今回請求額	残額	備　考
	作物名	品種名	目標面積			県費	市町費	その他	①	②	③	①-②-③	
			ha		円	円	円	円	円	円	円	円	
事業実施主体計													
うち消費税額													
事業実施主体計													
うち消費税額													
事業実施主体計													
うち消費税額													
合計													

（注１）　「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額○○○円（県費相当額）を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は、「含税額」とそれぞれ記入すること。

別紙３

さがの稼げる水田農業推進事業完了確認書

<table>
<tr><td>事業タイプ
（□内にレを記入）</td><td colspan="6">□超省力・低コスト化タイプ
□環境保全タイプ
□888推進タイプ
□中山間地域等担い手育成タイプ</td></tr>
<tr><td>事業実施主体名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業内容
（今回請求する機械・施設は、機械名等の区分の欄に○印を記入し、請求済の機械は「済」と記入）</td><td>機械名等</td><td>区分</td><td>能力</td><td>型　　式</td><td>事業量</td><td>事　業　費</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="5">事業費計</td><td>円</td></tr>
<tr><td>県費補助金額</td><td colspan="3">円</td><td>県費交付済額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>今回請求額</td><td colspan="6">円</td></tr>
<tr><td>現地検査・確認日</td><td colspan="6">令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>書類検査・確認日</td><td colspan="6">令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>確認した証拠書類
（□内にレを記入）</td><td colspan="6">・実施設計書　□
・契約書　□（契約日：令和　　年　　月　　日）
（事業実施主体名、型式、金額、押印の確認）
・出来高設計書　□
・納品書　□（納品日：令和　　年　　月　　日
:機械名　　）
（型式、金額の確認）
・事業主体の通帳　□（通帳の名義が同一か確認）
・補助残の入金　□
・請求書　□（あて名、金額の確認）
・領収書又は振込伝票　□（あて名、金額の確認）
【農業用機械倉庫の場合は必須（完了見込みの場合は完了後に再報告）】
・建築基準法における
検査済証　□（建築確認が不要な場合はその理由を記入）
〔　　〕</td></tr>
<tr><td>検査所見</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>検査・確認者
（市町職員）</td><td colspan="6">令和　　年　　月　　日　職名　　氏名</td></tr>
</table>

（注）完了見込みで提出する場合は、完了後、実績報告書に添付し、再報告すること。

別紙４

財　産　管　理　台　帳

事業実施主体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

地区名	地区		事業実施年度	令和　　年度		補助金等名	さがの稼げる水田農業 推進事業費補助金								
事業の内容					納 期 ・ 工 期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要
事業種目	事業主体	機械・ 施設名	能力・ 規格	事業量	着　工 年月日	納品・ しゅん工年月日	総事業費	負担区分			耐用年数	処分制限年月日	承　認 年月日	処分の 内　容	
								県費	市町費	その他					
							円	円	円	円					
合計															

（注）１　処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

２　処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別にきにゅうすること。

３　摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。

４　この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

様式第６号

番　　号
年　　月　　日

佐賀県知事　　様

申請者住所
氏名

令和　　年度さがの稼げる水田農業推進事業費補助金
に係る仕入控除税額報告書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金交付決定の通知があった令和　　年度さがの稼げる水田農業推進事業費補助金について、さがの稼げる水田農業推進事業費補助金交付要綱第５条第３項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　佐賀県補助金等交付規則第１３条に基づく
　　補助金の額の確定額　　金　　円
　　（令和　年　月　日付け　第　　号による額の確定額）
２　補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額　金　　円
３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに
　　係る消費税等相当額　　金　　円
４　補助金返還相当額（３－２）　　金　　円

（注１）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第７号

番　　号
年　　月　　日

佐賀県知事　　様

申請者住所
氏名

令和　年度さがの稼げる水田農業推進事業により取得した財産の処分承認申請書

令和　　年度さがの稼げる水田農業推進事業により取得した（又は効用の増加した）財産について、下記のとおり処分（目的外使用・譲渡・交換・貸付け・担保）したいので、佐賀県補助金等交付規則（昭和 53 年佐賀県規則第 13 号）第 22 条及びさがの稼げる水田農業推進事業費補助金交付要綱第７条第１項の規定により、承認申請します。

記

１　処分に対する市町の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

２　処分の理由及び今後の利用方法等
(1) 処分を行う理由
(2) 今後の利用方法（処分区分）
（注）今後の利用方法等、具体的に記述すること

３　処分の対象財産
(1) 事業実施主体名

(2) 財産の名称、所在、型式、数量

財産の名称	
所　　在	
型　　式	
数　　量	

(3) 事業費、補助金額、補助率

事　業　費	
県費補助金	
市町補助金	
補　助　率	

（4）耐用年数（処分制限期間）、経過年数

耐用年数（処分制限年数）	
経 過 年 数	

（5）現況図面又は写真（添付）

4　処分予定年月日
令和　　年　　月　　日（財産処分承認後）

5　その他参考資料
（1）実施計画書の写し
（2）財産管理台帳の写し
（3）機械・施設等の管理運営規定
（4）当該処分を検討した総会等の議事録の写し
（5）財産簿価計算表（財産処分により収益が見込まれる場合のみ）
（6）その他知事が必要と認める書類

（注 1）　処分区分の欄に掲げる「目的外使用」、「補助目的に従った補助対象財産の使用を中止する場合」で、損失補償金を受ける場合には、次の資料を添付すること。

① 補償契約書等の写し
② 取り壊し等の工事概要、事業費（予定）

（注 2）処分区分の欄に掲げる「譲渡」のうち「有償」又は「貸付け」のうち「長期間（1 年以上）の貸付け」で、備考欄を適用する場合には、次の資料を添付すること。

① 法人化に係る計画書
② 新設法人への財産処分（承継）計画書
③ 発起人名簿又は定款案（集落営農組織の構成員が新設法人の主たる組合員、社員又は株主であることが確認できるもの）

（注 3）処分区分の欄に掲げる「担保」で、間接補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合には、資金の使途、決算の状況、資金繰りの状況、収支計画及び返済計画について確認できる資料を添付すること。